

健診は健康へのパスポート

住民課 ☎823-9206
 FAX 823-9627

1年に1度は健診を受けて、生活習慣病を未然に防ぎましょう。

集団健診

月 日	会 場
6月21日(金)	海田公民館
6月22日(土)	
6月24日(月)	海田東公民館
6月25日(火)	
7月26日(金)	福祉センター
7月27日(土)	
7月28日(日)	ひまわりプラザ
10月9日(水)	海田東公民館
10月10日(木)	福祉センター

個別健診など

健診(検診)の種別	受診期間
一般健康診査 特定健康診査 後期高齢者健康診査	6月1日～来年1月31日
肝炎ウイルス検診	6月1日～来年1月31日
乳がん検診 子宮頸がん検診	6月1日～来年2月28日
大腸がん検診	1期：6～7月 2期：10～11月 3期：1～2月



健診の申込方法や内容は、広報5月号と一緒に配布されている『健診のしおり』をご覧ください。

国民年金任意加入制度

広島南年金事務所 ☎082-253-7710

国民年金の老齢基礎年金は、満額で786,500円(平成25年度)ですが、これを受け取るためには、20歳から60歳までの40年間(480月)の国民年金保険料を完納しなければなりません。

国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、本人の申し出により“60歳～65歳未満”の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入制度」があります。

次の①～③のすべての条件を満たす人が「任意加入」

の対象者となります。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
- ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の人

毎月の保険料は15,040円(平成25年度)です。保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。(保険料の納付方法は原則口座振替になります。)

国民年金への任意加入は、役場住民課へ年金手帳・通帳・金融機関届出印を持参の上、申し出てください。

詳しくは、住民課(役場1階)、もしくは年金事務所までお問い合わせください。

わたしたちの国保

医療費のお知らせについて

住民課 ☎823-9206 FAX 823-9627

海田町国民健康保険で受けた医療費等の額について、2カ月に一度はがきでお知らせしています。

このはがきには、受診年月・受診した医療機関・受診者・入院外来の別などに加えて、治療にかかった医療費の総額が記載されています。薬局については、薬を受けた回数が記載されます。このはがきは、適正な医療を受けてもらうために送付しています。内容を確認の上、医療費の適正化にご協力いただくとともに、健康管理に役立ててください。

保健師・栄養士を紹介します！

国民健康保険の被保険者を対象に、特定保健指導や、その他の健康相談などを行っている保健師・栄養士です。お気軽にご相談ください！

皆さんが健康に過ごせるように私たちがサポートします。
 頑張りますのでよろしくお願いします！



(左から)
 斎木保健師、
 児玉保健師、
 佐々木管理栄養士



(左から)
 大平保健師、
 藤井保健師、
 亀井管理栄養士

障がい者の方々へのサービス

社会福祉課
 ☎823-9207 FAX 823-9627
 Eメール hukushi@town.kaita.lg.jp

サービス	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
医療費助成制度	重度の障がい者(身体障害者手帳1、2、3級・療育手帳㉔、A、㉔)の保険診療の自己負担について助成。		
	【自立支援(更生・育成)医療】 障がいを除去または軽減するための医療費について助成。 ・人工透析療法、人工関節置換術など		【自立支援(精神通院)医療】 在宅の精神障がい者の通院による精神医療費の助成。
特別児童扶養手当	重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給。 ・1級月額50,400円 ・2級月額33,570円		
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいがある、在宅の20歳以上の方に支給。 ・月額26,260円		
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいがある、在宅の20歳未満の児童に支給。 ・月額14,280円		
心身障害者福祉年金	町内に1年以上居住する、世帯所得が300万円未満の20歳以上の障がい者(身体障害者手帳1、2、3級・療育手帳㉔、A、㉔)に支給。 ・月額2,000円		
重度心身障害者介護手当	手当の障害程度基準を満たす、5歳以上20歳未満の障がい児の保護者に支給。 ・月額3,000円または月額4,000円		
心身障害者扶養共済	保護者が死亡または重度障がい者となった場合に、障がい者に支給。 ・掛金一口月額20,000円(所得に応じて、掛金の半分为町から助成されます。)		
障害福祉サービス	障がいのある方の日常生活を援助し、自立をするための支援。 居宅介護、就労訓練、施設入所など ※事前に障害程度区分の認定が必要な場合があります。		
障害児通所支援	障がいにより療育が必要な児童に対して行う給付。 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援		
地域生活支援事業	地域特性に応じて、障がいのある方の社会生活を援助するための支援。 移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、配食サービス、訪問理美容サービス、緊急通報システム、自動車運転免許取得・自動車改造費助成、成年後見制度利用支援事業など		
補装具費の支給	身体障がいを補うための用具購入・修理費用の助成。 ・補聴器、車椅子、義肢など		
日常生活用具の給付	障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具購入費用の助成。 ・入浴補助用具、ストマ用装具、視覚障害者用拡大読書器など		
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣	聴覚に障がいのある方などに手話通訳者および要約筆記奉仕員を派遣。 依頼は社会福祉課のFAXやEメールでも可。Eメールの際は、必ず件名に「手話通訳者(要約筆記奉仕員)派遣依頼」と入れ、派遣についての詳細を入力してください。メールにて依頼調整をします。		
税制上の優遇	所得税、住民税や自動車税や新マル優制度など、税制面での優遇。		
その他	思いやり駐車場利用証交付、水道料金の減免、町営住宅への入居優先、NHK放送受信料の減免、障害基礎年金、有料道路通行料金の割引、生活福祉資金の貸付、運賃割引(JR、県内旅客船、バス、電車、アストラムライン、県内タクシー)、駐車禁止規制の適用除外、NTT 無料番号案内、携帯電話基本使用料等割引、特別障害給付金など		

※各サービスを受けるためには、それぞれ申請が必要で、障がいの程度や所得などの要件を満たす必要があります。手帳のことやサービスの申請方法など、詳しくは担当課にお問い合わせください。

【前列左から】

下紺壽香(長寿保険課)
 井口 由理枝(保健センター)
 折出 真由香(幸保育所)
 亀井 美由紀(保健センター)
 田中歩佳(畝保育所)

【後列左から】

野村典史(長寿保険課)
 田中雄太(税務課)
 大西玄起(住民課)
 出原 佑一郎(税務課)
 品川達哉(住民課)
 菅原和幸(都市整備課)
 工 裕大(こども課)



平成25年度 新規採用職員
 明るく住みよいまちづくりをめざします！

4月から一般事務職6人、技
 師1人、保育士2人、社会福祉
 士1人、保健師1人、管理栄養
 士1人が海田町の新しい力に加
 わりました。

総務課

☎823-9202
 FAX 823-9203